

東日本大震災の復興支援となる法の整備と財政支援を求める意見書

本年3月11日に発生した東日本大震災は、日本の観測史上最大のマグニチュード9.0を記録し、巨大津波は東北地方や関東、北海道に至る広い地域に甚大な被害をもたらし、尊い人命が数多く失われ、7月2日現在7,000人を超える方々が行方不明となっています。また、被災された方々のうち、今なお5万9,000人を超える多くの皆さんが、不自由な避難生活を余儀なくされており、一日も早い生活再建と被災地の復旧・復興が強く求められています。

また、震災に対する海外の反応は、日本の経済・安全に懸念を示しており、海外からの投資・輸出入に影響を与えています。

国においては、震災によるこの国家的危機に当たり、国民の生命と財産を守る防災対策の実施を国家プロジェクトとして対応すべきと考えます。その内容としては、政府が具体的に復興支援となる法整備に取り組み、あわせて財政支援策を講じ、明示することです。そのことが、国民への重要なメッセージとなり、さらには国際的信頼を取り戻すための第一歩になると考えます。

よって、国におかれては、日本全体に影響を及ぼす経済的打撃の克服、既存原発の安全性確保、激甚災害指定や被災者生活支援制度の拡充など、震災復興に向けた総合的な法の整備と財政支援を速やかに実施することを強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年7月4日

上田市議会議長 南 波 清 吾